

避難行動要支援者名簿についてのご案内

木津川市役所 社会福祉課(福祉総務係)

TEL: 75-1211 FAX: 75-2083

東日本大震災の教訓から災害対策基本法が一部改正され、市町村は、災害時に自身で避難が難しく支援が必要な方を把握しておくための名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することとなりました。本市では、次の方々を対象者として名簿を作成しています。

《対象者（避難行動要支援者）》

※対象は在宅で生活をしておられる、日常的に支援が必要な方です。

避難行動要支援者区分
①介護保険の要介護認定(3～5)を受けている方
②身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方
③療育手帳(A判定)をお持ちの方
④精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方
⑤その他、自ら又は家族等から避難行動要支援者であるとの申し出があった方(登録希望者) 例：上記以外の等級の方、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、昼間独居の高齢者ひとり親世帯の児童(小学生まで)、3歳までの乳幼児、妊婦、自宅療養中の方等

名簿情報の活用について

別添の『避難行動要支援者名簿 兼 避難支援プラン(個別計画)登録申請書』は、平常時より、関係機関(下記参照)に名簿情報を提供することについて、**同意の意思を確認**するために提出いただくものです。また、誰とどのように避難するかといった避難方法、避難支援者、緊急連絡先等を登録することが出来ます。

同意された方の名簿は災害時の避難支援や安否確認、救助だけでなく、日頃からの状況確認に活用します。これら以外の目的には使用しませんので、いざという時の円滑な支援のため、**情報提供の同意**(=個別計画書の登録)を行っていただきますようお願いいたします。

※裏面「重要なお願い」を必ずお読みいただき、趣旨をご理解いただいた上で登録をお願いします。

《関係機関》 警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域長、副地域長、民生児童委員、自主防災組織(ある地区のみ)

☆重要なお願い☆

登録することより、優先的に救助されるものではありません。

近隣の皆様で協力して避難所まで避難していただく必要があり、「いざという時の避難方法・避難場所等」について、各ご家庭・隣近所で協力して確認し、この申請書にて登録し、積極的に地域の防災訓練等に参加していただくようお願いします。

阪神・淡路大震災では、約85%を一般住民が、約5%を消防団が救出したとの推計があり、「自分の命は自分で守る（自助）」や「隣近所、地域社会の人とのつながり（共助）」などが、もっとも重要な防災対策であると言えます。大規模な災害が発生した時、交通網の寸断、通信手段の混乱、同時に発生する火災などにより、市・警察署・消防署等の公共機関が十分に対応できない可能性があり、避難状況を確認の上、実際の救助が開始されるまでには、数日間かかる場合もあります。

提出について

別添『記入例』を参考にご記入いただき、下記まで郵送されるか直接ご持参ください。不明な点については、社会福祉課までお問い合わせください。

《提出先》 社会福祉課、各支所、西部出張所（高の原イオン内）、担当の民生児童委員

※後日、登録完了のお知らせとして「避難行動要支援者名簿登録者個別計画書/登録通知（兼届出書）」を送付します。内容に入力誤りや訂正等がないか確認し、訂正のある場合は、社会福祉課までご連絡願います。

名簿・個別計画書の保管

避難行動要支援者名簿・個別計画書の情報は、次の各機関が保管及び管理をします。

保管する情報	保管する機関
『避難行動要支援者名簿』	市役所、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会 【担当地区のみ】 地域長、副地域長、自主防災組織（ある地区のみ）、民生児童委員
『避難行動要支援者名簿登録者個別計画書』	市役所 【担当地区のみ】 民生児童委員

災害時の対応

木津川市災害対策本部から避難に関する情報が出された時には、次のとおり対応します。

避難開始時	災害対策本部、消防団、地域長、副地域長、自主防災組織、社会福祉協議会、民生児童委員と協力して災害情報を提供するとともに、災害の状況に応じて、警察署、消防署、消防団、地域長、副地域長、自主防災組織、社会福祉協議会、民生児童委員と協力して安否確認をおこないます。
避難後の支援	健康状態の確認や相談に応じる機会を確保できるよう努めます。